

都市計画公園の見直しについて

建設部 地域計画課
維持管理課

都市計画公園の見直し 説明の経過

これまでの勉強会における説明の経過

◆令和5年2月 都市計画審議会

都市計画公園の意義、役割について説明

◆令和5年6月 都市計画審議会

都市計画公園について、現在どのような課題があり、今後どのような見直しを行っていくのかを説明

◆令和5年11月 都市計画審議会（本日）

都市計画公園の見直しの考え方、具体的な手順等について説明

都市計画公園の見直し 基本的な考え方

見直しガイドラインに踏まえる内容。

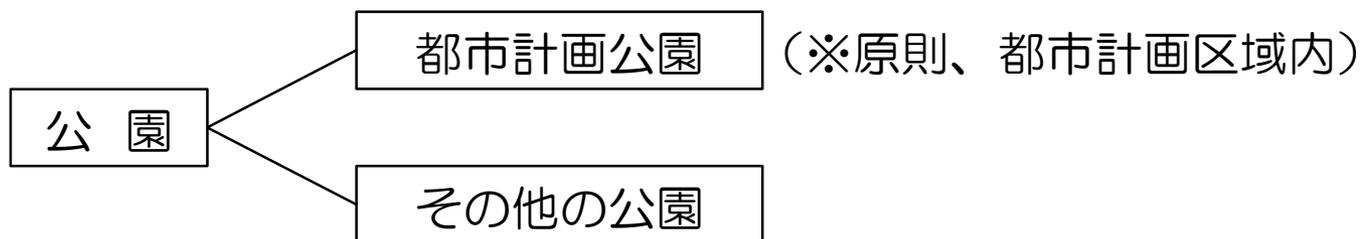
- 見直しの対象とする公園は、未着手又は未開設区域の存在する公園
- 「必要性」「実現性」「代替性」の3つの視点から評価・検証を実施
- 評価・検証の結果により、「存続候補」「変更候補」「廃止候補」に分類
- 社会情勢の変化を踏まえた選択と集中による計画的な都市計画公園の整備となるよう、また、そのうえで都市公園条例・緑の基本計画に定める市区域内の公園目標面積が確保されるよう総合的な見直しも行う。
- 新たに都市公園として管理すべき公園の検討も同時に行う。

ガイドライン作成後、ガイドラインに則り見直し対象公園の分類を行い、都市計画公園の見直し方針(案)を作成する。（※見直し方針の例 スライド7参照）

都市計画公園の見直し 対象となる公園

《 今回の見直し対象となる公園について 》

飯田市には、複数の公園が設置されていますが、それらは大きく二種類の公園に分類されます。



飯田市内の公園（R5年3月末時点）

【都市計画公園】 37箇所（139.44ha） ※計画面積

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園
都市緑地

【その他の公園】 58箇所（19.24ha）

児童遊園、農村公園、その他公園、広場、緑地

都市計画公園の見直し 対象となる公園

飯田市

都市計画公園

その他の公園

③整備済みだが、
個別で課題を抱える公園

②今後、都市公園として
維持・管理を行って
いくべき公園

①長期未着手・一部未開設の公園

都市計画公園見直しガイドラインに則り、存続・変更・廃止の候補に振り分け。

⇒都市計画公園見直し方針(案)を作成。

⇒変更、廃止候補となった公園については、関係する地区において住民説明会などを実施し、住民との合意形成がなされた公園から順次、都市計画の変更を行う。

※見直しガイドラインとは別で検討 -----

②今後、都市公園として維持・管理を行っていくべき公園

飯田市全体の公園の適正な維持・管理等を踏まえ、公園施設長寿命化計画の対象となる都市公園とし、適正に管理を行っていく必要がある。それらを含めた総合的な判断から、総量・配置等を考慮しつつ都市公園への追加を検討していく。（※都市公園への追加にあたって、都市計画の変更は不要。）

③整備済みだが、個別で課題を抱える公園

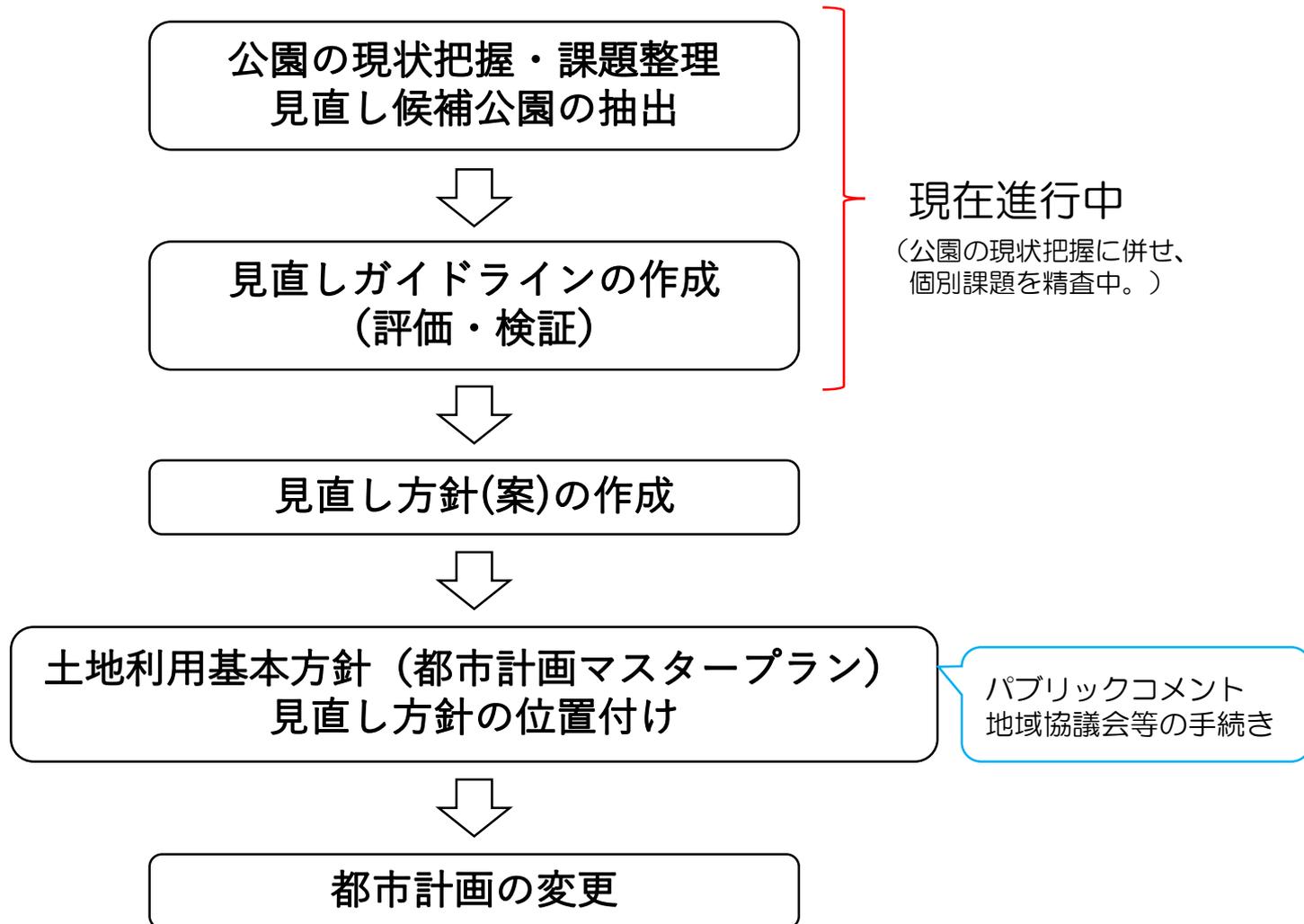
都市公園法の規定に従い、個別の課題に対して対応。
（※見直しガイドライン内での評価・検証は行わない）

①を喫緊の課題とし、見直しガイドライン作成後は、課題解決へ繋がるよう見直しを進めていく。

②については、①の見直しと並行して検討を行い、必要な公園については、都市公園への追加を行う。

都市計画公園の見直し 今後の流れ

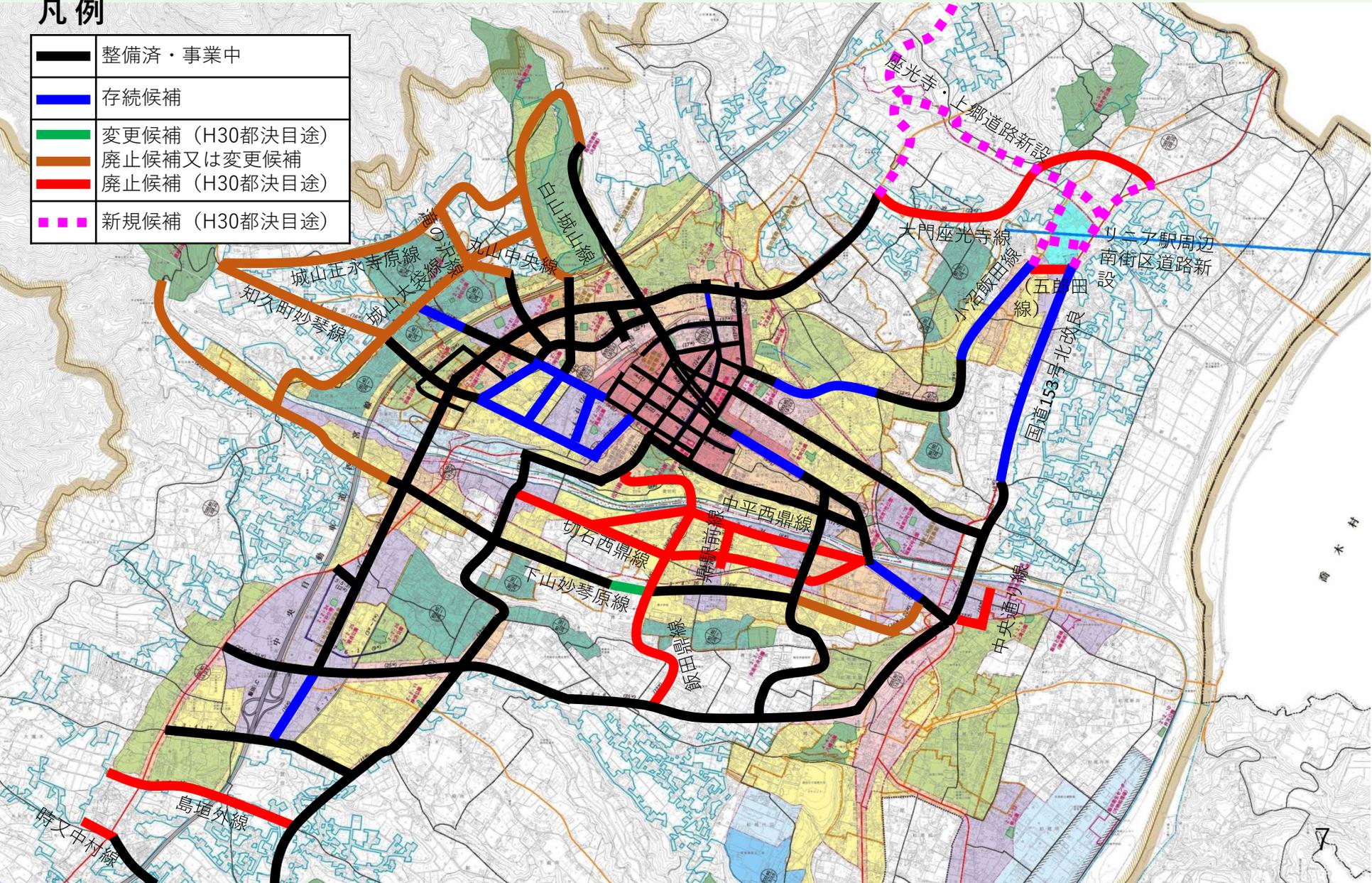
見直しガイドライン作成から、都市計画の変更までの大まかな流れ。



※例 都市計画道路の見直し方針（平成29年時）

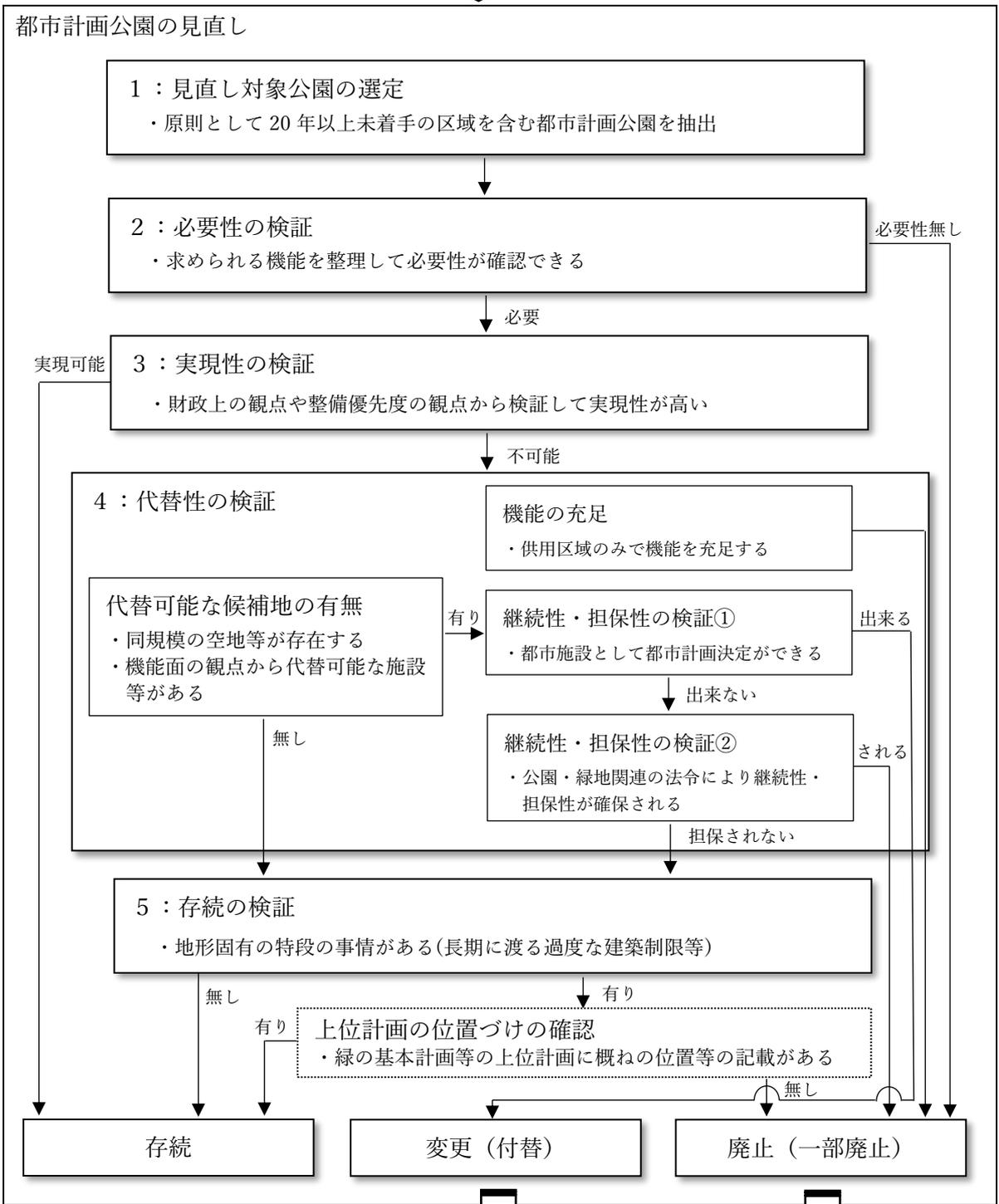
凡例

	整備済・事業中
	存続候補
	変更候補（H30都決目途）
	廃止候補又は変更候補
	廃止候補（H30都決目途）
	新規候補（H30都決目途）



見直しガイドラインの評価フロー

上位計画の確認
 ・緑の基本計画、都市計画マスタープラン等の上位計画を基に、都市施設の整備計画など将来の都市像を把握する。



見直し方針(案)の作成